

告示第38号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成28年3月31日

七戸町長 小 又 勉



記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
七戸地区・天間林地区
- 2 協議の結果をとりまとめた年月日
平成28年3月30日
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
七戸地区・・・78経営体（個人71、法人7）
天間林地区・・・182経営体（個人172、法人10）
- 4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない
- 5 農地中間管理事業の活用方針
県、農業委員会、円滑化団体、農協等と連携し、農地中間管理事業のメリット等の周知を図る。
また、農地の利用集積を図る上で農地中間管理機構を第一に進め、人的集積から面的集積が図られるよう推していく。
- 6 地域農業の将来のあり方
七戸地区、天間林地区
多様な機械等の更新時期、農業者の高齢化や輪作地の確保困難時に離農であったり、耕作放棄地になる傾向がある。また、米価の下落や今後の経営所得安定対策の改正等により一層離農（一部を含む）が加速化すると見込まれるため、新たな耕作放棄地の発生を防ぐ。また、人的集積から面的集積を図り低コストを推進していく。